

## 浜松市環境学習指導者要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民、学校、自治会等(以下「市民等」という。)が開催する環境学習会を支援し、市民等の環境に対する理解と知識の向上を図るため、環境学習を实践するものの登録及びその活動について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「環境学習会」とは、市民等が市内で実施する環境に関する知識の習得、意識の向上又は普及啓発を目的とした学習会、研修会、自然観察会、講習会その他の行事をいう。

2 この要綱において「浜松市環境学習指導者」(以下「指導者」という。)とは、環境に関する専門的な知識、経験及び市民等の環境に対する理解と知識の向上を図る熱意を有し、環境学習会の企画、運営又は指導を行う個人、法人又は任意の団体の総称であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 浜松市環境学習指導員(以下「指導員」という。)

(2) 浜松市環境学習活動団体(以下「活動団体」という。)

### (指導者の登録)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事項を指導者に登録するための要件として定める。

(1) 浜松市環境教育推進ネットワークに加入していること。

(2) 指導員にあっては、次のアからクのいずれかに該当すること。

ア 静岡県環境学習指導員

イ 環境カウンセラー登録制度実施規定(平成8年環境庁告示第54号)に基づく環境カウンセラー

ウ 社団法人日本ネイチャーゲーム協会の認定を受けたネイチャーゲーム指導員

エ 一般財団法人公園財団の認定を受けたプロジェクトワイルド指導者

オ 公益財団法人日本自然保護協会の認定を受けた自然観察指導員

カ 浜松市地球温暖化防止活動推進員

**キ 浜松市環境学習指導者養成講座修了者**

**ク** 前各号に掲げるもののほか、市長が同等の知識及び経験を有すると認める者

(3) 活動団体にあっては、次のアからウのすべてに該当すること。

ア 環境学習に関する直近3年間の継続的な活動実績があること。

イ 広く市民等が参加する環境学習に関する活動を実施していること。

ウ 構成員に、前号アから**ク**のいずれかに該当する者がいること。

(登録の申請及び承認等)

第4条 指導者の登録を受けようとするものは、浜松市環境学習指導者登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、活動団体の登録にあつては、環境学習に係る構成員の名簿を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつた場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、浜松市環境学習指導者登録通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により登録を承認した指導者に対して、浜松市環境学習指導者証(以下「指導者証」という。)(第3号様式)を交付する。

4 指導者は、環境学習に関する活動をするときには、指導者証を携帯するものとする。

(公表)

第5条 市長は、指導者の登録事項のうち、次の各号に掲げる事項のすべてを公表することができる。

(1) 氏名又は名称

(2) 居住地又は所在地(ただし、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号)第2条各号に規定する区までとする。)

(3) 活動分野

(4) 環境学習に関する資格(指導員に限る。)

(5) 環境関連の所属団体等(指導員に限る。)

(6) 活動可能日時

(7) 主な活動実績

(活動実績報告)

第6条 指導者は、当該年度において地域や学校等で実施した環境学習に係る活動について、市長が定める期日までに浜松市環境学習指導者年間活動実績報告書(以下「年間活動実績報告書」という。)(第4号様式)により、市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 指導者は、登録事項に変更が生じたときは、浜松市環境学習指導者登録事項変更届出書(第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の辞退及び取消し)

第8条 指導者は、指導者の登録の辞退を申し出るときは、浜松市環境学習指導者登録辞退届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、指導者の登録を辞退したものとみなす。

(1) 指導員にあつては、その個人が死亡したとき。

(2) 活動団体にあつては、その組織が解散又は消滅したとき。

3 市長は、指導者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、浜松市環境学習指導者登録取消通知書(第7号様式)により、当該指導者の登録を取消すものとする。

- (1) 指導者が第3条に規定する要件に該当しないと認められるとき。
  - (2) 指導者が第6条に規定する年間活動実績報告書(第4号様式)を、期日までに市長に提出しないとき。
  - (3) 指導者として著しく不適格な行為があったとき。
  - (4) 前3号に規定するもののほか、市長が指導者として不適当であると認めるとき。
- 4 指導者は、前3項のいずれかに該当するときは、指導者証を市長に返還しなければならない。
- (指導者の派遣等)

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす環境学習会に、指導者を派遣することができる。

- (1) 主として市内に在住、勤務又は在学する者を対象とするものであること。
  - (2) 参加者が概ね10人以上見込まれること。
  - (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがないこと。
  - (4) 営利、特定の宗教や政治活動を主たる目的としないこと。
- 2 指導者の派遣を受けようとする環境学習会の主催者(以下「主催者」という。)は、環境学習会を開催しようとする日の30日前までに、浜松市環境学習指導者派遣申請書(第8号様式)により市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、指導者の派遣が適当であると認めるときは、当該申請に係る環境学習会の目的及び内容に合致する知識及び経験を有する指導者を選考し、当該指導者と調整の上派遣の可否を決定する。
- 4 前項の規定により指導者の派遣の可否が決定したときは、当該主催者に対して浜松市環境学習指導者派遣承認(不承認)通知書(第9号様式)により通知するものとする。
- (派遣料)

第10条 環境学習会の派遣に係る指導者への謝礼(以下「派遣料」という。)は、環境学習会1回(概ね2時間以内の派遣とする。)を単位として、次に掲げる各号のいずれかの金額を支給する。

- (1) 指導員にあつては、2,000円に単位数を乗じて得た金額。
  - (2) 活動団体にあつては、2,000円に単位数と当該活動団体の派遣人数を乗じて得た金額。
- (主催者の負担)

第11条 主催者は、指導者の派遣に係る環境学習会について、必要に応じて次の各号に掲げるすべてものを負担、用意又は確保するものとする。

- (1) 参加者の教材等の費用及び保険料
  - (2) 環境学習会で使用する機器及び実習材料等
  - (3) 環境学習会を開催する会場
- (派遣の中止)

第12条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、指導者の派遣を中止することができる。

(1) 当該環境学習会が第9条第1項の要件に該当しないと認められたとき。

(2) 前号に規定するもののほか、指導者を派遣できない理由が生じたとき。

(変更等の連絡)

第13条 第9条第4項の規定により指導者の派遣の通知を受けた主催者は、当該環境学習会の内容、開催日時、開催場所その他申請事項に変更が生じたとき又は環境学習会を中止しようとするときは、その事実が発生した時点で、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(派遣に係る報告)

第14条 主催者は、指導者の派遣に係る環境学習会を終えたときは、環境学習会報告書(第10号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 指導者は、環境学習会への派遣を終えたときは、浜松市環境学習指導者派遣報告書(第11号様式)を、実施日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の浜松市環境学習指導員派遣要綱第2条の規定により登録されている環境学習指導員は、改正後の浜松市環境学習指導員要綱第4条第2項の規定により登録された環境学習指導員(以下「新環境学習指導員」という。)とみなす。

3 前項の規定により、新環境学習指導員とみなされた者に係る第4条第5項の規定による公表については、当該者の同意を得て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の浜松市環境学習指導員派遣要綱第4条第2項の規定により登録されている環境学習指導員は、改正後の浜松市環境学習指導者要綱第6条に規定する浜松市環境学習指導者登録申請書（第1号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出することで指導員に登録が承認されたものとみなす。この場合において、指導員は平成24年度の浜松市環境学習指導者年間活動実績報告書（第4号様式）の提出を免除される。

附 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。